



本多劇場

使用規定 (2020 年 1 月より適用)

【劇場設立の趣旨】

演劇や舞台芸術において、未知の領域に挑み、創造のための実験を積み重ねていくことができる劇場とする。

【お申込手続き】

1. 劇場設立の趣旨に沿う催物に対してお貸し致します。
2. 当劇場ご使用希望の際は、所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込み下さい。
3. 使用内諾後、申込金 30 万円を、指定期日までにお支払い頂きます。
4. 使用料金の残額及び器具備品の使用料金は、公演終了翌月末を支払い期限と致します。
5. 契約の際、当劇場の趣旨に反する催物と判断した場合は、その契約をお断りする場合がございます。
6. 申込書にある使用目的、内容などに変更のある場合は必ず事前にお申出下さい。その場合、検討の上、劇場使用をお断りする場合がございます。それに伴い、キャンセル料を請求する場合があります。
7. 契約成立後、使用者の都合により契約を解除する場合は、使用料金の半額を申し受けます。但し、次の場合は料金の全額をお支払い頂きます。
 - (イ) 使用期間が 1～6 日で、使用日の 3 ヶ月以内にキャンセルの通告があった場合
 - (ロ) 使用期間 7 日以上で、使用日の 6 ヶ月以内にキャンセルの通告があった場合
8. 次のいずれかに該当するときは、使用の承諾を取り消すか、使用を中止させて頂くことがあります。この場合において使用者が損害を受けた場合、当劇場は如何なる責任も負いません。尚、下記において、キャンセル料を請求する場合があります。
 - (イ) 使用規定に違反した場合、また使用方法について当劇場が危険とみなした場合
 - (ロ) 使用申込書に虚偽の記載があった場合
 - (ハ) 使用目的・内容の変更につき、事前に劇場側に申し出のない場合
 - (二) お申込み催物の開催によって、劇場及びその周辺に於いて混乱、危険の恐れが予想されると劇場がみなした場合
 - (ホ) 関係諸官公庁より中止命令の出た場合
 - (ヘ) 不測の事故、災害のため、使用が不可能になった場合
9. 使用規定に違反が見受けられた場合、同団体の別の公演の使用をお断りする場合があります。

【禁止事項】

1. 劇場使用権の転貸または譲渡は認めません。
2. 劇場管理者の承認のない提示、物品の販売、配付、宣伝、撮影、録音、寄付の募集などは固くお断り致します。
3. 入場定員は厳守して頂きます。また来場者が開演前、または開演中に多数集まった場合は、主催者の責任で整理に当たって頂きます。整理不十分により生じた事故は当劇場では責任を負いません。
4. 舞台並びにその周辺、客席での喫煙、飲酒、裸火の使用、危険物の持込み等は固くお断りします。

【注意事項】

1. 使用開始 1 週間前までに、当劇場スタッフと打合せを行って下さい。
2. 使用者の都合で解約される場合は、申込金はお返し致しません。
3. 劇場備品以外の諸器物を使用搬入及び特殊な設備を施す場合は、あらかじめ劇場管理者の了解を必要とします。
4. 演出において火気使用等消防法で禁止されている行為を行う場合は、使用開始の 10 日前までに禁止行為の解除承認申請をして下さい。届出不備のため開催不能となった場合、劇場はその責任を負いません。
・ 禁止行為の解除承認申請（2 通） 世田谷消防署 03-3412-0119 10 日前
5. 劇場使用時間の延長または変更は劇場管理者にご相談下さい。
6. 劇場の設備、備品等を破損、汚損または紛失した場合は、速やかに報告し、主催者の責任において損害相当額を賠償して頂きます。
7. 小さいお子様がよく集まる催物のときは不慮の事故が起こらぬよう、主催者や家族の方が十分注意するよう、事前にご配慮願います。
8. 劇場使用中（搬入出含む）の人的、物的事故については全て主催者の責任とし劇場は一切賠償致しません。尚、主催者において必要な場合は必ず保険に加入して下さい。
9. 火災、その他災害の場合における処置については、あらかじめ十分留意されるようお願い致します。楽屋における火気には特にご注意下さい。また楽屋への危険物の持込みや使用も固くお断り致します。
10. 不測の事故、災害、ストライキ等のため使用が不可能となった場合、それによる損害の賠償は致しません。また劇場の備品故障などによって、劇場使用が不能となった場合は、劇場使用料を上限として、劇場側で賠償致します。但し使用者の操作、取扱上のミスによる場合は除きます。
11. 持込み機材（照明・音響卓・スピーカー・プロジェクター・ムービングライト等）の不具合、故障につきましては、劇場は責任を負いかねます。
12. 受付・場内整理、楽屋管理などの人員は使用者側で確保し、盗難・事故のないよう責任を持って行って下さい。
13. 近隣への迷惑防止の為、仕込み・バラシの車両駐車、行列の作り方など劇場係員の指示に従って下さい。
14. 使用終了後は、必ず設備等を原状復帰して下さい。

【使用時間】

1. 入館時間は原則として開演の 3 時間前です。但し、搬入、仕込みの場合は午前 9 時から入館することができます。
2. 基本使用時間は以下となります。
仕込期間中 9:00~22:00 / 公演初日翌日より 開演の 3 時間前~終演後 60 分
3. 入り時間、退出時間が上記と異なる場合は延長料金が発生いたしますので、必ず事前に劇場管理者にお申出下さい。
4. 上演時間の影響により、22 時退館が難しい場合は、公演が終了してから 30 分をめぐりに速やかに退出して下さい。その場合は特例として延長の対象と致しません。
5. 千秋楽後のバラシ・搬出は速やかに終了させて退出して下さい。